

行田市立地適正化計画策定業務委託仕様書

1 適用

本仕様書は行田市（以下「発注者」という）が発注する「行田市立地適正化計画策定業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

2 目的

本業務は、本市の都市計画マスタープランに掲げる「環境負荷の少ない集約・連携型の都市づくり」実現に向けて、人口分布、公共交通及び人々の生活圏など本市の特性を踏まえ、人口減少・超高齢社会に対応した持続可能な都市構造の構築に係る総合的な取組を推進するため、行田市立地適正化計画の策定を目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

4 履行場所

行田市内

5 提出書類

本業務の着手及び完了にあたっては、次の書類を提出しなければならない。なお、この他に発注者の指示する書類がある場合は、その書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後

ア 着手届

(2) 業務完了時

ア 実施工程表

イ 委託業務完了通知書

ウ 成果物引渡書

6 資料の貸与及び返却

発注者は、本業務の実施にあたり、必要な関係資料等を受注者に適宜貸与する。受注者は、貸与された資料について常にその管理状況を明らかにし、破損、亡失等事故のないように取り扱いに十分注意する。

7 業務概要

(1) 関連する計画や他部局の施策等の整理【令和4年度業務】

都市計画マスタープランをはじめ、地域公共交通や地域防災、福祉・医療や公共施設など、本市の各種計画の内容について調査、整理をする。

(2) 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出【令和4年度業務】

本市の計画や国の動向等を鑑み、本市が抱える課題の抽出と分析を行う。

具体的には、行田市全体（マクロ）での課題と地域ごとの課題（ミクロ）を分析することとし、人口や土地利用、都市交通、災害、都市機能の分布、経済状況や本市の財政状況など、広く様々な視点から検討する。

(3) まちづくりの方針（ターゲット）の検討【令和4年度業務】

各種計画における都市づくりの方向や、行田市が現状抱える課題や将来の動向などを鑑み、市が今後目指すべき目標やまちづくりの方針を検討する。

(4) 目指すべき都市の骨格構造の検討【令和4年度業務】

本市の中心拠点と地域拠点、基幹的な公共交通軸について、長期的な観点から住民生活や都市活動を維持、促進できるよう骨格構造を検討する。

検討に際しては、まちづくりの方針（ターゲット）を踏まえることとする。

(5) 課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）の検討【令和4年度】

上記を踏まえ、課題解決に向けた施策や誘導方針を検討する。

施策や誘導方針については、持続性を十分に考慮する。

(6) 誘導施設・誘導区域の設定【令和4年度、令和5年度業務】

誘導施設や都市機能誘導区域、居住誘導区域について検討、設定する。

誘導施設の検討については、スマートプランニングなどの有効な手法を活用し、拠点ごとに必要な機能を検討する。

居住誘導については、現状と上記（1）～（5）の内容を踏まえ、各拠点へのアクセス性や生活サービスの持続性、災害安全性などを考慮して設定する。

また、都市機能誘導区域については、地域としての一体性が形成できるよう検討する。

これらの業務については、災害危険区域等、設定に際して法的に考慮を要する点多いため、関係法令や立地適正化計画作成の手引きなど、特に注視して実施する。

(7) 誘導施策の検討【令和5年度業務】

都市機能誘導区域や居住誘導区域において、それぞれ必要な誘導施策を検討する。

(8) 防災指針の検討【令和4年度、令和5年度業務】

防災指針については、特に居住誘導区域における対策や災害リスクの分析、まちづくりの方針などに留意して検討する。

(9) 定量的な目標値等の検討【令和5年度業務】

定量的な目標値等の検討については、その目標値等の達成が立地適正化計画の目的の達成となるような指標を検討する。

(10) 施策の達成状況に関する評価方法の検討【令和5年度業務】

「都市構造の評価に関するハンドブック」を参考に、施策の達成状況を客観的かつ定量的に評価する方法等について検討する。

8 留意事項

- (1) 都市再生特別措置法その他関係法令、都市計画運用指針、都市計画マスタープランをはじめとする各種計画を熟読して業務を履行すること。
- (2) 業務の実施に際しては、発注者と適宜打合せを行うこととし、打合せ内容を会議録にまとめること。
- (3) 各種計画や施策との整合性を図る観点から、策定委員会を組織、運営し、重要な案件については策定委員会の議を得ること。
また、業務ごとに関連する行政機関や民間事業者等との連携や情報共有を十分に行うこと。
- (4) 業務の実施に際しては、住民説明会や住民アンケートなどを十分に検討、実施すること。
- (5) 各方針や区域、目標の設定に際しては、本業務を通じて検討した内容を十分に生かすものとし、課題や指針策定、目標設定等に一貫性を持たせること。
- (6) 立地適正化計画の検討にあたっては、全体を通して長期的な視点で検討すること。

9 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

ア	業務報告書（打合せ記録簿含む、年度毎）	各2部
イ	行田市立地適正化計画及び概要版電子データ（DVD-R等）	2部
ウ	誘導区域及び届出の要否に係るGISデータ（DVD-R等）	2部
エ	GISデータ定義書	2部
オ	その他必要資料・データ	一式

※電子データはPDF形式とWord形式の2種類を納品するものとする。